

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、定期接種の対象者に対する接種勧奨及び接種の実施に対する費用を負担している。また、接種を受けたことによる健康被害が発生した場合に医療費等の支給を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、予防接種法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条各号に掲げる事務に使用する。</p> <p>①定期又は臨時の予防接種の対象要件の確認(年齢要件、住所要件)</p> <p>②定期又は臨時の予防接種を受けた者から実費を徴収する場合の調査、決定及び通知</p> <p>③定期又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済措置の医療手当、障害年金、死亡一時金等の請求要件の確認</p> <p>④新型インフルエンザの予防接種</p>
③システムの名称	予防接種管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠</p> <p>(1) 番号法第9条(利用範囲)第1項及び第2項 番号法別表第1の10、93の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>(2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号 番号法別表第2の16-2及び16-3の項</p> <p>(2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第2号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号</p> <p>(2) 番号法別表第2の16-2、16-3及び115の2の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号</p> <p>(2) 番号法別表第2の16-2、17、18、19及び115の2の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条並びに第13条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 健康医療部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 健康医療部 健康づくり推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8553)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 健康医療部 健康づくり推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8553)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月13日	I 1. ②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、実費の徴収又は健康被害による医療費等の給付に関する事務	(削除)	事後	
令和3年4月13日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法に基づき、	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、	事後	
令和3年4月13日	I 3. 法令上の根拠	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項及び第2項 番号法別表第1の10の項及び主務省令で定める事務を定める命令第10条 (2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項及び第2項 番号法別表第1の10、93の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第10条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項	事後	
令和3年4月13日	I 4. ②法令上の根拠	番号法別表第2の16-2及び16-3の項	番号法別表第2の16-2、16-3及び115の2の項	事後	
令和3年4月13日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年4月13日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年4月13日	I 3. 法令上の根拠	(2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項	(2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第2号	事後	
令和3年8月31日	I 3. 法令上の根拠	2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号	2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号	事前	
令和3年8月31日	I 4. ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事前	
令和6年3月29日	I 3. 法令上の根拠	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項及び第2項 番号法別表第1の10、93の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第10条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項及び第2項 番号法別表第1の10、93の2の項及び主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明